

# さがみはらみんなの シビックプライド条例

相模原市市長公室シビックプライド推進部  
観光・シティプロモーション課

相模原市は、「さがみはらみんなのシビックプライド条例」を制定した（条例第3号として令和3年3月25日公布、同年4月1日施行）。

「相模原市と関わりのあるみんな」のシビックプライドを高めることを目的とした全国初の条例。多くの市民に親んでもらえるよう、分かりやすく簡易な表現で規定している。

## 1 条例制定に至った背景と経緯

### （1）相模原市の概要

相模原市は、人口約72万人、戦後に市制を施行した市の中で政令指定都市となった唯一の新しい都市です。

首都圏南西部、神奈川県北部に位置し、市内には、六つの鉄道路線が通り、近年は、圏央道相模原愛川インターチェンジと相模原インターチェンジの相次ぐ開業など、交通アクセスの良さを背景に、大きく発展を続けてきました。

東京都心まで1時間という利便性の高さを持ち、都市化されたエリアと津久井湖、相模

湖、宮ヶ瀬湖など神奈川県民の約6割の水道水を賄っている五つの湖や、相模川、陣馬山などの豊かな自然が多く残るエリアを有し、首都圏にありながらも身近に自然を体験できることが、大きな魅力の一つとなっています。

### （2）条例制定の背景

今後、人口減少社会を迎える中で、定住人口・交流人口の確保、雇用の創出、地域の活性化などにより、持続可能な地域社会を形成し、多くの人や企業に選ばれる取組を進める必要があります。

また、本市は、平成18年、19年に自然豊かな津久井地域の4町と合併し、人口が70万人

を超え、面積も3.6倍となり、平成22年の政令指定都市移行に伴い三つの行政区を設置しましたが、各行政区の魅力や特色を市民が知ること、市への愛着などの向上につながるものと考えました。

このため、これまで市内外に向けた情報発信に取り組んできた結果、市の認知度が向上するなど、一定の成果が現れてきました。一方、毎年行っている「市政に関する世論調査」では、3年に一度、市への愛着についてお聞きしていますが、市に愛着を感じていると回答した市民は毎回約70パーセントにとどまっています。

シビックプライドは、「まちに対する誇り、

愛着及び共感を持ち、まちのために自ら関わっていかうとする気持ち」のことでありますが、市民の皆様のこうした意識を醸成することが、定住人口の確保や地域の活性化などにつながることから、シビックプライドの向上の取組を推進していくこととなりました。

### (3) 制定までの経過

令和元年11月に、シビックプライドを専門としている関東学院大学の牧瀬稔准教授のほか、シビックプライドの調査研究を行っている株式会社 読売広告社ひとまちみらい研究所の北村俊明所長、市内の公共的団体からの推薦者、学生、公募市民等で構成する「シビックプライドの推進に関する検討委員会」を設置し、シビックプライドを高めていくための取組について検討を開始しました。

検討委員会では、まず、市民の皆様の市や地域に対する誇りや愛着の現状を御理解いただいた後、シビックプライドに関する条例の必要性から議論していただきました。

その結果、「シビックプライドの基本理念を市民が共有するためには条例が必要である」、「条例により指針や方向性が明確になり分かりやすい」などの意見があり、委員全員が条例制定に賛成されたことから、条例の具体的な内容について検討を進めました。

検討委員会では活発な議論が行われ、既存の一般的な条例ではなく、市民目線の分かりやすい、親しみを持っていただけるような条例を目指すこととしました。

### (4) 市民意見の聴取

条例の制定やその内容について、市民の皆様から御意見を伺うため、オープンハウスイベントを実施しました。

オープンハウスイベントでは、パネルにより相模原市の魅力を紹介するとともに、「シ



市民から意見を聴くオープンハウスイベントを実施

ビックプライド」の意味や向上の狙いなどを併せて御説明し、検討中の条例案について、御意見をいただきました。

幅広い年代層に参加いただけるよう、曜日や時間、場所を変えて、7日間、市内8か所で実施したところ、535人の参加があり、条例に関する御意見をいただいた135人のうち、116人(約86パーセント)が条例制定に賛成という結果でした。

その他、中・高生を対象としたアンケート、市の魅力やシビックプライドを高める取組を考えるオンラインワークショップ、オンラインシンポジウム、パブリックコメントにより市民意見を聴取しました。

## 2 条例の内容

この条例は、条例そのものを子どもたちからシニア世代まで、幅広く多くの方に御覧いただき、親しんでいただけるよう、難しい漢字や表現をできるだけ避け、分かりやすく簡潔な内容及び文体としました。

### (1) 条例名

市民の皆様が普段生活を送る上では条例は少し敷居が高く、馴染みが薄いものかもしれません。まず、条例名だけを見て敬遠されないうよう、「相模原」を平仮名表記とし、この

条例が相模原市と関わりがある皆様のものとなることを願い、話し言葉である「みんな」という表現を取り入れました。

そして、相模原市のマスコットキャラクターは「さがみん」です。「さがみはらみんなのシビックプライド条例」の略称・愛称として、今後は「さがみん条例」として親しまれるよう周知していきたいと考えています。

## (2) 前文

この条例の制定をきっかけに、相模原市に関わりのある方々がそれぞれに思う市や地域への誇りや愛着、さらにはまちに自ら関わっていくこうとする気持ちを高め、みんながまちを良くしていくこうという共通した思いを持っているまちを目指す決意や、相模原市を好きな人が市内だけでなく、市外にもあふれ、みんなが誰にでも自慢したくなるまちとなるように、シビックプライドを高めていくことを示しています。

また、前文には条例らしからぬ仕掛けがあります。前文の1文字目から縦に読むと「さがみはらファン」、右端を縦に読むと「シビックプライド」という隠し言葉が見つかるはずです。さがみん条例を際立たせるための検討委員の皆様からのユニークなアイデアです。

## (3) 目的

この条例の目的を分かりやすく伝えるため、簡潔な表現で規定しました。

## (4) 定義

### ①シビックプライド

「シビックプライド」は、民間会社が商標登録をしており、単に「郷土愛」といった、市や地域に対する愛着のみではなく、市や地域に対する誇り、愛着、共感を持ち、まちのために自ら関わっていくこうとする気持ちのことです。

相模原市では、同社と覚書を締結し、市が主催又は後援するイベントや各種印刷物、情報発信などにおいて、「シビックプライド」という用語を使用することについて許諾をいただいています。

### ②さがみはらファン

相模原市を好きな人のことと定義していますが、市や地域のどのようなところが好きかは人それぞれであり、また強制するものではありません。

### ③相模原市と関わりのあるみんな

「シビックプライド」は、相模原市に居住する人や、通勤・通学する人のみではなく、例えば、レジャーや親戚、知人に会うために本市を訪れる人や、本市で生まれ現在は他の自治体にお住まいの人にも持っていたいただきたいことから、対象を広く捉える表現としました。

当然のことながら、相模原市や地域に対するシビックプライドを持つことは、各人の自由であり、この条例により強制するものではないことを明確にしました。また、この条例によるシビックプライドを高める取組は、個人の意思を尊重して進めることとしています。

## (5) 基本的な考え方

市が先頭に立ち、自ら積極的に市や地域の魅力を発信することを規定しました。

## (6) 市長の責務

市長が先頭に立ち、自ら積極的に市や地域の魅力を発信することを規定しました。

## (7) 市の責務

市は、シビックプライドを効果的、効率的に高める取組を推進することを規定しました。また、相模原市は、自然豊かな景色が広がり、キャンプや釣り、サイクリングなどのアウトドア・アクティビティを楽しめる緑区、宇宙科学研究の最先端「JAXA」を始め、スポーツ、文化など様々な施設が集まる中央区、利便性に優れ、大規模商業地ながら公園や緑地などの憩いの場も充実している南区といった、各区とも個性豊かな特色があり、それぞれの特徴を活かした取組を推進すること

としています。

#### (8) 市民の役割

市民の皆様には期待する具体的な行動を規定しました。条文中にある「相模原市への関心を持つこと及び魅力の発見」は、相模原市全体に限らず、各地域への関心や魅力の発見でも構いません。また、相模原市や地域の魅力、歴史、文化など、どのようなところに関心を持つか、魅力を感じるかは自由であり、市民の皆様のそれぞれのペースで自由に取り組んでいただくもので、強制するものではありません。

#### (9) さがみはらファンの役割

さがみはらファンに期待する具体的な行動を規定しました。既に相模原市や地域が好きなのに、それぞれが思う市や地域の魅力を、それぞれの方法で自由に発信することに努めていただき、更にさがみはらファンが増えていくことを期待しています。

#### (10) 計画

条例は制定がゴールではなく、その先の取組が重要です。このため、シビックプライドを高める取組を具体化し、効果的・効率的に推進していくための計画を定めることを規定

しました。

#### (11) 協力

シビックプライドを高めるためには、市の取組だけではなく、既に相模原市が好きながみはらファンと協力し、効果的・効率的に進める必要があることから、規定しました。

### 3 課題と今後の展望

条例制定前に市民を対象にしたシビックプライドに関する調査を実施したところ、「シビックプライド」の認知度は、約20%でした。

このため、「シビックプライド」という言葉やその意味、向上することの効果などについて市民の皆様幅広く知っていただくことが必要であると考えています。

本市では、20歳代から30歳代の転出入が最も多くなっています。幼少期から自身の住んでいる市や地域を知る・好きになることが、将来的にシビックプライドの向上につながることから、今後は、特に子どもや子育て世代を対象とした取組を重点的に進めていきたいと考えています。

この条例では、シビックプライドは強制するものではなく、市民の皆様一人ひとりの思いを尊重し、シビックプライドを高める取組を行うことを基本的な考え方としています。

こうした考え方を市民の皆様と共有しながら取組を進め、さがみはらが大好きな人々が市内外にあふれていて、誰にでも自慢したくなるまちを目指していきたいと考えています。